

佐賀市中央大通り土地利用プランニング支援事業

募 集 要 領

【令和8年度】

佐賀市 経済部 中心市街地振興室

1 趣旨

中央大通り沿線の将来像「佐賀の次世代（こどもたち）の成長とともにある中央大通り（シンボルロード）」の実現に向けて、土地利用方針に沿った機能配置を促していくため、中央大通り沿線において民間建築物の整備に向けた基本計画の企画・立案に取り組む者を支援するものです。

2 募集対象

対 象 者

■次の全てを満たす者とします。

➤次の①または②のいずれかに該当すること。

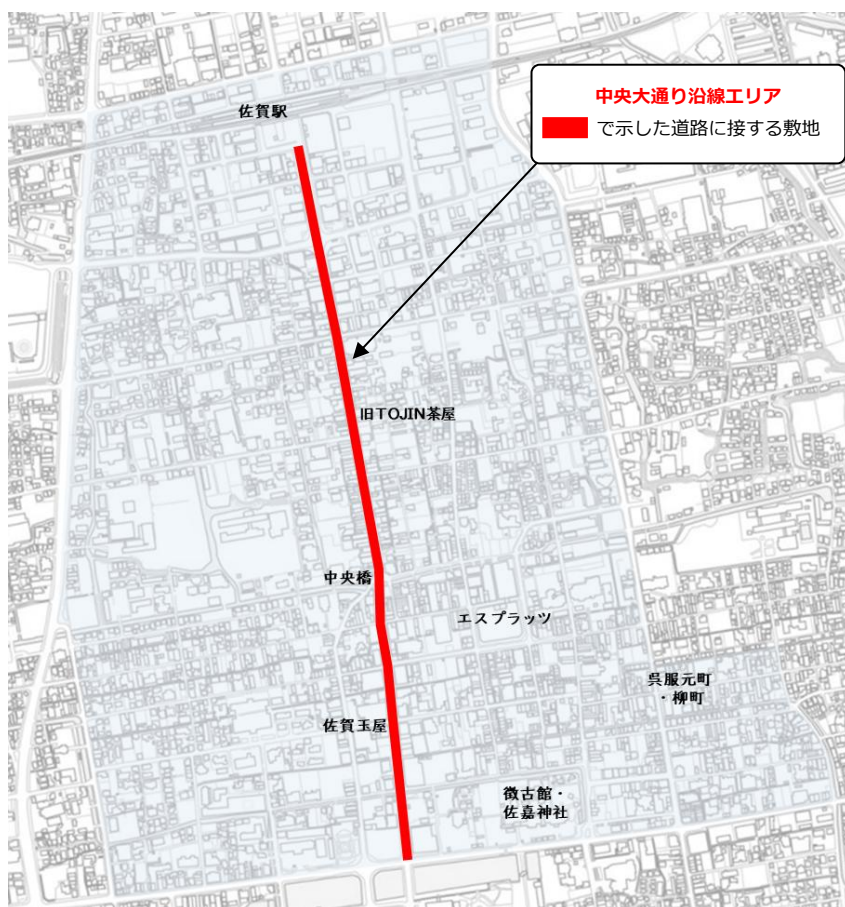
①補助対象物件の所有者

②補助対象物件の所有者から、当該物件における基本計画の企画・立案について承諾を得ている者

➤市税の滞納がないこと。

➤暴力団、暴力団員等が関与する者でないこと。

※補助対象物件は、中央大通り沿線エリア（県道佐賀停車場線に接する敷地）に所在する土地・建物とします。【下図参照】



対 象 事 業	■中央大通り沿線エリアにおいて民間建築物の整備に向けた基本計画の企画・立案を行う事業とします。 ※「基本計画」とは、建築物の新築、増築、改築及び改修に係る企画、基本設計等並びに事業内容や収支に係る計画をいいます。
補 助 要 件	■次の全てを満たすこととします。 ➤基本計画は、基本設計、立面図、平面図、配置図（以下「基本設計等」という。）を含むこと。 ➤基本設計等は、建築士法第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士（以下「建築士」という。）が作成するものであること。 ➤基本計画の企画・立案に当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。 ・補助事業者が選定する専門家等から助言等を受けること。 ・基本計画に基づき、民間建築物を整備する予定であるとの意思を有すること。 ・佐賀市中央大通りトータルデザインのデザインガイドライン（沿道建築物等）を踏まえた内容とすること。 ※「専門家等」とは、基本計画を企画・立案するための必要な建築、不動産、事業運営等に関する専門的な知識や資格等を有する者をいいます。 ※事業内容が次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。 ・<u>自宅の新築等の単なる居住機能の整備のみを目的とする基本計画を企画・立案するもの</u> ・政治的活動または宗教的活動を主たる目的とするもの ・公序良俗に反するもの ・国、県その他の公的機関から補助金の交付を受けているもの ・その他市長が適当でないと認める場合

3 補助内容

対 象 経 費	■補助事業の実施に要する経費のうち次に掲げるもの ・報償費（専門家等に対する謝金） ・旅費交通費（専門家等に対する交通費） ・使用料及び賃借料（会議室使用料等）
---------	---

	・委託費（調査、基本設計、図面作成等の専門的な技術を要する部分の外注費） ※次に掲げるものは、補助対象となりません。 ・人件費 ・金融機関への振込手数料 ・財産取得費 ・施設維持管理費 ・消費税額及び地方消費税額 ・その他市長が適当でないと認める経費
補 助 率	■補助率は、補助対象経費の3／4以内とします。 ※千円未満の端数は切り捨てとします。
補 助 上 限 額	■補助上限額は、1件につき150万円とします。

4 申請方法

提 出 書 類	■本事業の選定を希望する者は、次の書類を提出してください。 ➤交付申請書〔様式第1号〕 【添付書類】 ・事業計画書〔別記様式第1－1〕 ・収支予算書〔別記様式第1－2〕 ・誓約書〔別記様式第1－3〕 ・市税の完納証明書 ・補助対象物件の概要が分かる資料（登記事項証明書等） ・現況写真 ・経費内訳が分かるもの（見積書等） ・基本設計等を作成する建築士の資格が確認できる書類（建築士法第5条第2項に規定する免許証等） ・事業承諾書〔別記様式第1－4〕 ※対象者が補助対象物件を所有していない場合に限ります。 ・その他参考となる書類 ※様式は、佐賀市ホームページからダウンロード可能です。
提 出 部 数	各1部
提 出 期 間	ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

提 出 先	〒 8 4 0 - 8 5 0 1 佐賀市栄町 1 番 1 号 佐賀市 経済部 中心市街地振興室 戦略係（佐賀市役所本庁舎 6 階）
提 出 方 法	持参または郵送により、紙ベースにて提出
そ の 他	■提出期間を過ぎた後の提出書類の受付はしません。 ■提出期間を過ぎた後の提出書類の差替えはできません。 ■提出書類は返却できないものとします。

5 選考方法

選 考 方 法	■審査基準に基づき、事業計画書等の内容について書類審査を実施し、補助事業者を選定します。 ➤複数の申請があった場合、審査結果に基づき、総合点数の高い提案から、予算の範囲内において選定します。 ➤審査結果（総合点数等）が著しく低いときは、対象事業を選定しない場合があります。 ※審査結果は、選定可否のみを通知し、具体的な審査内容（総合点数）は非公表とします。 ➤審査結果に係る異議申立は、一切受け付けません。
失 格 事 項	■次のいずれかに該当する場合、「失格」として扱い、選考対象から除外します。 (1) 提出書類に関すること ・申請方法を遵守せずに提出されたもの ・虚偽の内容が記載されたもの ・補助対象とならない経費が算入されたもの (2) 申請者に関すること ・条件を満たしていなかった場合 ・申請者及びその関係者において、不法または不正な行為があった場合
審 査 基 準	■主に次のような視点等に基づき、事業計画書等の内容を審査します。 ・中央大通り沿線の将来像や土地利用方針の考え方、コンセプト等を踏まえたものとなっているか。 ・中央大通り沿線の将来像や土地利用方針の実現につながる事が期待できるか。

6 補助事業者選定後の手続

1) 補助金交付決定の通知

選考の結果、補助事業に選定されたときは「交付決定通知書」をもって通知します。

2) 補助事業の実施

上記1)の交付決定後、適切に補助事業を実施してください。また、補助事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに市に報告するとともに「変更申請書」を提出し、事業変更手続を行ってください。

※次の場合は「軽微な変更」として取扱い、事業変更手続を行う必要はありません。

- ・補助事業の経費所要額の20パーセント以内の変更であり、かつ、補助金額が減額となるとき
- ・補助事業の内容のうち、目的及び効果に影響しない程度の事業計画の細部を変更するとき

3) 実績報告書の提出

提出書類	➤実績報告書〔様式第7号〕 【添付書類】 ・事業報告書〔別記様式第2-1〕 ・収支決算書〔別記様式第2-2〕 ・企画・立案した基本計画 ・委託費に係る業務契約書の写し ・支払の根拠となる資料（領収書の写し等） ・その他参考となる資料 ※様式は、佐賀市ホームページからダウンロード可能です。
提出部数	各1部
提出期限	■次のいずれか早い日までに提出してください。 ・補助事業の完了日から30日以内 ・令和9年3月31日（水）
提出先	〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市 経済部 中心市街地振興室 戦略係（佐賀市役所本庁舎6階）
提出方法	持参または郵送により、紙ベースにて提出

4) 完了検査

上記3) で提出された実績報告書に基づき、事業の完了検査を行います。

5) 補助金交付確定の通知

上記4) の検査完了後、適性であれば補助金の額を確定し、「確定通知書」を交付します。

6) 補助金の請求及び支払い

上記5) の確定通知後、「交付請求書」を提出してください。その後、当該請求書に基づき、補助金を指定口座に振り込みます。

なお、補助金を概算払いで受け取る場合には、「交付決定通知書」を受け取った後に、「交付請求書」を提出してください。

7 申請受付・問い合わせ先

佐賀市 経済部 中心市街地振興室 戦略係 [担当：江口、大坪、衛藤]

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号（佐賀市役所本庁舎6階）

Tel 0952-40-7100

FAX 0952-40-7399

E-mail shigaichi@city.saga.lg.jp

8 補助金申請の手続（フロー図）

